

夏

平成28年7月15日(金)~7月24日(日)

の交通安全

県民運動



運動の基本

高齢者と子どもへの交通事故防止

運動の重点

- ① 高齢者に対する交通事故防止対策の推進
- ② 自転車の安全利用の促進(滋賀県自転車条例の周知)
- ③ 全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ④ 飲酒運転・過労運転の根絶

「滋賀県自転車条例(*)」が施行されました。

平成28年10月1日より、自転車に対する「損害賠償責任保険等」の加入が義務となります。

NEW!

※ 滋賀県自転車条例とは、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の略称で、平成28年2月26日より施行されました。詳しくは滋賀県のホームページをご覧ください。



滋賀県・滋賀県交通安全対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

滋賀県交通戦略課

検索

と、検索してください。

夏に楽しい思い出をつくるためには、 交通安全に気を付けることが大切!



1 高齢者に対する交通事故防止対策の推進

～高齢者にやさしい「思いやり運転」を～



お年寄りの多くは歩行中、自転車乗用中に交通事故の被害に遭われています。お年寄りを見かけたら、やさしい運転に努めましょう。

また高齢ドライバーの方は、無理な運転をすることなく、慣れない道路ではしっかりと標識を確認し、交通ルールを守りましょう。

2 自転車の安全利用の推進

～自転車は「車のなかま」です～



自転車は気軽で楽しい乗り物ですが、一つ間違えれば人にけがを負わすこともあります。交通ルールをしっかりと守りましょう。

自転車安全
利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は、歩行者優先で、車道よりを徐行
- 交通ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用（高齢者もヘルメット着用）



3 全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

～ベルトは、あなたを守る「命綱!!」～



昨年交通事故で亡くなった方のうち、13人の方がシートベルト非着用でした。このうちシートベルトを着用していれば助かった可能性のある方は、11人おられました。

「私は事故に遭わないから大丈夫」では命は守れません。

乗車すればドライバーはもちろん、乗車した全員が着用するようにしましょう。

4 飲酒運転・過労運転の根絶

～飲酒運転は「しない・させない・許さない!!」～



飲酒運転は「犯罪」です。家庭や会社から飲酒運転を追放しましょう。また、夏バテ等で体調のすぐれない場合、運転中に疲れを感じた場合はしっかりと休憩し、交通事故を未然に防ぎましょう。